

事業所母集団データベース運用管理規程

平成24年12月21日

総務省統計局長・政策統括官（統計基準担当）決定

統計法（平成19年法律第53号）（以下「法」という。）第27条の規定に基づく「事業所母集団データベース」の運用管理規程を次のとおり定める。

第1 目的

この運用管理規程（以下「本規程」という。）は、事業所母集団データベースの利用について、必要事項を定め、事業所母集団データベースの適正な運用管理を図ることを目的とする。

第2 定義

1 事業所母集団データベース

本規程において「事業所母集団データベース」（以下「事業所母集団DB」という。）とは、法第2条第8項に規定する事業所母集団データベースをいう。

2 事業所母集団データベースシステム

本規程において「事業所母集団データベースシステム」（以下「事業所母集団DBシステム」という。）とは、事業所母集団DBを運用管理する情報システムをいう。

3 国の行政機関

本規程において「国の行政機関」とは、法第2条第1項に規定する行政機関をいう。

4 地方公共団体

本規程において「地方公共団体」とは、統計法施行令（平成20年政令第334号）（以下「令」という。）第7条第1項に規定する地方公共団体をいう。

5 届出独立行政法人等

本規程において「届出独立行政法人等」とは、令第8条第1項に規定する独立行政法人等をいう。

6 利用機関

本規程において「利用機関」とは、政府統計共同利用システムの利用を承認された国の行政機関、地方公共団体及び届出独立行政法人等をいう。

7 共通事業所コード

本規程において「共通事業所コード」とは、事業所母集団DBシステムによって付加される事業所の固有コードをいう。

8 是正区分フラグ

本規程において「是正区分フラグ」とは、事業所母集団DBシステムによって付加される重複是正の対象を判断する情報をいう。

9 重複是正

本規程において「重複是正」とは、国の行政機関が事業所・企業を対象とする統計調査を実施するに当たって、是正区分フラグに基づき、調査対象事業所・企業を選定することをいう。

10 行政記録情報

本規程において「行政記録情報」とは、法第2条第10項に規定する行政記録情報をいう。

11 調査票情報

本規程において「調査票情報」とは、法第2条第11項に規定する調査票情報をいう。

12 母集団情報

本規程において「母集団情報」とは、経済センサスの調査票情報、各種行政記録情報及び統計調査結果等により、整備した事業所・企業の情報をいい、次の(1)又は(2)に分類される。

(1) 経済センサス母集団

本規程において「経済センサス母集団」とは、母集団情報のうち、経済センサスの調査票情報により、整備した情報をいう。

(2) 年次フレーム

本規程において「年次フレーム」とは、母集団情報のうち、毎年度の決められた時点を基準に、経済センサスの調査票情報を基礎として、各種行政記録情報及び統計調査結果等により、整備した情報をいう。

13 選択母集団情報

本規程において「選択母集団情報」とは、事業所母集団DBシステムから提供される母集団情報をいう。

14 任意母集団情報

本規程において「任意母集団情報」とは、国の行政機関が独自に保有する母集団情報をいう。

15 ワンタイムパスワード

本規程において「ワンタイムパスワード」とは、政府統計共同利用システムの認証に用いるパスワードをいう。

16 調査対象名簿

本規程において「調査対象名簿」とは、統計調査を行うために作成され、調査対象が記載された名簿をいう。

17 調査対象返却名簿

本規程において「調査対象返却名簿」とは、事業所母集団DBシステムによって調査対象名簿に是正区分フラグが付加され国の行政機関に返却される名簿をいう。

18 補完データ

本規程において「補完データ」とは、事業所母集団DBシステムによって母集団情報から調査対象返却名簿に付加される情報をいう。

19 調査結果名簿

本規程において「調査結果名簿」とは、実際に調査された調査対象が記載された名簿をいう。

20 調査結果返却名簿

本規程において「調査結果返却名簿」とは、事業所母集団DBシステムによって調査結果名簿に共通事業所コードが付加され国の行政機関に返却される名簿をいう。

第3 事業所母集団DBシステムの利用登録

利用機関のうち、事業所母集団DBシステムを利用する者は、所属機関名、職名、氏名、連絡先等を総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課（以下「経済基本構造統計課」という。）に提出する。

事業所母集団DBシステムにおいて利用登録が完了した後、事業所母集団DBシステムから利用登録した者に対して電子メールが送信される。

第4 事業所・企業を対象とする統計調査に係る重複是正・調査履歴登録の実施予定一覧の提出

- 1 国の行政機関は、次年度に実施する事業所・企業を対象とする統計調査に係る重複是正・調査履歴登録の実施予定一覧（以下「統計調査実施予定一覧」という。）を総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官室（以下「統計企画管理官室」という。）に提出する。
- 2 統計企画管理官室は、提出された統計調査実施予定一覧に記載された情報について、毎年度末までに事業所母集団DBシステムに登録する。
- 3 国の行政機関は、登録されている情報について、変更が生じた場合には、事業所母集団DBシステムに登録されている情報を更新する。
- 4 統計企画管理官室は、事業所母集団DBシステムに登録されている情報の変更の有無の確認を定期的に行い、必要があれば国の行政機関に対して、更新を行うよう督促する。

第5 母集団情報の利用手続

利用機関のうち、事業所母集団DBシステムから母集団情報の提供を受けたい者（以下「申請者」という。）は、以下のとおり利用手続を行う。

1 登録

申請者は、母集団情報の利用に当たり、事業所母集団DBシステムに必要事項を入力し、「申請書類の審査基準」（別添1）6(2)に記載されている書類を登録する。

事業所母集団DBシステムに登録した後、経済基本構造統計課から「母集団情報の利用申請書」（様式第1号）（以下「申請書」という。）が送付される。

次の(1)又は(2)に該当する場合は、下記の書類を作成し、事業所母集団DBシステムに登録する。

- (1) 利用機関以外の者が提供された母集団情報を利用する場合は、その者全員が誓約事項を遵守する旨を認め記名押印した「利用機関以外の者が提供された母集団情報を利用する場合の誓約書」（様式第2号）を提出する。

(2) 利用機関以外の者に業務を委託する場合は、契約における秘密保持義務等に関する契約書又は覚書の写しを提出する。

なお、契約締結前等の事情で、契約書又は覚書の写しを提出できない場合は、「契約関係書類を添付できないときの代替文書」（様式第3号）を提出する。

2 申請

申請者は、「母集団情報の利用に関する文書」（様式第4号）、申請書及び上記1で登録した書類（以下「申請書類」という。）を経済基本構造統計課に提出する。

3 審査

経済基本構造統計課は、「申請書類の審査基準」（別添1）に基づき、申請書類を審査する。

4 審査後の手続等

(1) 承認された場合

申請者に対して、経済基本構造統計課から「母集団情報の利用に関する承認通知書」（様式第5号）が送付される。

事業所母集団DBシステムにおいて母集団情報の抽出が完了し、申請者に対して電子メールが送信された後、申請者はワンタイムパスワードを用いて、母集団情報をダウンロードする。

(2) 承認されなかった場合

申請者に対して、経済基本構造統計課から「母集団情報の利用に関する不承認通知書」（様式第6号）が送付される。

5 母集団情報の利用終了後の処置

申請者は、利用終了後、直ちに申請書に記載された転写書類等の利用後の処置を行う。その後、「転写書類等の利用後の処置報告書」（様式第7号）を経済基本構造統計課に提出する。

第6 調査対象名簿の事務手続

1 調査対象名簿の登録

国の行政機関は、統計調査を実施するに当たり、任意母集団情報を利用する場合は、事業所母集団DBシステムに調査対象名簿及び調査対象名簿データレイアウトを登録する。

また、補完データを利用する場合は、調査対象名簿及び調査対象名簿データレイアウトの登録と併せて事業所母集団DBシステムに必要事項を入力する。

2 調査対象返却名簿の受領

国の行政機関は、事業所母集団DBシステムから電子メールが送信された後、ワンタイムパスワードを用いて、調査対象返却名簿をダウンロードする。

第7 重複是正の事務手続

国の行政機関は、事業所・企業を対象とする統計調査の実施に当たり、調査票配布等、調査の開始に支障が生じないように配慮した上、以下のとおり重複是正の事務手

続を行う。

なお、重複是正、調査履歴登録の詳細は、「重複是正、調査履歴登録について」（別添2）に基づくものとする。

1 重複是正の実施

(1) 選択母集団情報を利用する場合

国の行政機関は、選択母集団情報から調査対象名簿を作成する。その調査対象名簿に記載されている事業所・企業のうち、是正区分フラグが付加された事業所・企業について、「重複是正、調査履歴登録について」（別添2）に基づき、他の事業所・企業を選定する。

(2) 任意母集団情報を利用する場合

国の行政機関は、第6の手続によって受領した調査対象返却名簿に記載されている事業所・企業のうち、是正区分フラグが付加された事業所・企業について、「重複是正、調査履歴登録について」（別添2）に基づき、他の事業所・企業を選定する。

2 重複是正措置結果の登録

国の行政機関は、重複是正を実施した場合は、「重複是正措置結果報告」（様式第8号）を作成し、原則として、調査票の配布開始予定日から起算して1か月後までに事業所母集団DBシステムに登録する。

第8 調査結果名簿の事務手続

1 調査結果名簿の登録

国の行政機関は、原則として、調査票の回収終了予定日又は調査票の提出期限から起算して3か月後までに調査結果名簿及び調査結果名簿データレイアウトを事業所母集団DBシステムに登録する。

2 調査結果返却名簿の受領

国の行政機関は、事業所母集団DBシステムから電子メールが送信された後、ワンタイムパスワードを用いて、調査結果返却名簿をダウンロードする。

第9 事業所母集団DBに登録する統計調査

1 国の行政機関は、「事業所母集団DBに登録する統計調査」（別添3）の結果のうち、経済センサスと共通する事項を、原則として、公表予定日から起算して1か月後までに事業所母集団DBシステムに登録する。

2 経済基本構造統計課は、登録された事項を事業所母集団DBに登録する。

第10 母集団情報の適正管理等

1 利用機関は、事業所母集団DBから提供を受けた情報について、法第39条及び法第41条に基づき、適正に管理するとともに、秘密の漏えいのないようにしなければならない。

2 利用機関は、作成した統計を公表する場合には、母集団情報の利用承認を得て集計したものであることを明示しなければならない。

第11 共通事業所コードの保持

国の行政機関は、調査対象名簿、調査結果名簿及び第9の1の登録に当たり、過去に事業所母集団DBから付加された共通事業所コードがある場合には、それを必ず保持した状態で登録する。

附 則

- 1 本規程は、平成25年1月4日から施行する。
- 2 本規程の施行により、「事業所母集団データベースの使用に関する事務取扱要領（平成21年4月1日総務省統計局長・政策統括官（統計基準担当）決定）は廃止する。
- 3 本規程は、今後の事業所母集団DBの運用状況を踏まえ、必要があれば見直しを行う。

申請書類の審査基準

経済基本構造統計課は、次の1～13に基づき審査を行い、審査報告書（別紙）を作成し、承認するか否かを決定する。

1 利用目的

母集団情報の利用目的は、事業所・企業を対象とする統計調査における調査対象名簿の作成又は事業所・企業に関する統計の作成であること。

また、次の(1)又は(2)に該当する内容が記載されていること。

(1) 調査対象名簿の作成のために利用する場合は、母集団情報を利用してどのような統計調査を実施するために、どのような名簿を作成しようとしているのか具体的に記載されていること。

(2) 統計の作成のために利用する場合は、母集団情報を利用してどのような統計を作成しようとしているのか具体的に記載されていること。

2 利用者の範囲

母集団情報の利用者の範囲は次の(1)及び(2)であり、利用目的を達成するために必要最小限の者に限定されていること。

(1) 利用機関の職員

(2) 利用機関が第三者に委託し、母集団情報を利用する場合は、受託した第三者の職員

また、利用者の所属・氏名・連絡先が記載されていること。

なお、本規程第5の1(1)又は(2)に該当する場合には、該当書類が添付されていること。

3 母集団指定

経済センサス母集団又は年次フレームが記載されていること。

4 利用する母集団情報の範囲

利用する母集団情報の範囲は、利用目的を達成するために必要最小限の範囲であること。

5 利用する事項

利用する事項は、利用目的を達成するために必要最小限の事項であること。

6 利用方法

(1) 母集団情報をどのような方法で利用するのか具体的に記載されていること。

(2) 次のいずれかに該当する書類が添付されていること。

ア 調査対象名簿の作成のために利用する場合は、当該統計調査の調査要領及びその他関係書類が添付されていること。

イ 統計の作成のために利用する場合は、集計内容が分かる書類及びその他関係書類が添付されていること。

7 利用期間

母集団情報の利用期間は、利用目的を達成するために必要最小限の期間であること。

8 利用場所

母集団情報の利用場所は、利用目的を達成するために次の(1)～(3)の条件を全て満たしていること。

- (1) 母集団情報の利用場所は日本国内であること。
- (2) 当該利用場所から母集団情報が持ち出されないように、利用場所は物理的に施錠可能な場所に限定されていること。
- (3) 母集団情報の利用場所に存在する者が制限される又は何らかの確認行為が行われること。

9 利用環境

母集団情報の利用環境は、次の(1)～(4)の条件を全て満たしていること。

- (1) 母集団情報を利用する電子計算機については、ワイヤー等によって固定されていること。
- (2) 母集団情報の利用時の情報システムの環境として、インターネット等の外部ネットワークに接続した状態ではないこと。(政府共通NW及び総合行政ネットワークは除く。)
- (3) 母集団情報を利用する情報システムについて、以下の①～④のセキュリティ対策が図られていること。
 - ① コンピュータウイルス対策
 - ② セキュリティホール対策
 - ③ 識別及び主体認証対策
 - ④ スクリーンロック等の不正操作対策
- (4) 利用者以外の者が母集団情報及び中間生成物を保管している電子計算機にアクセスできないように、制御された情報システム環境であること。

10 保管場所及び管理方法

母集団情報の保管場所及び管理方法は、次の(1)～(3)の条件を全て満たしていること。

- (1) 保管場所は利用場所と同一であること。

ただし、保管場所及び利用場所が異なる場合は、その理由が合理的なものであること。
- (2) 母集団情報が限定された媒体に格納され、施錠可能なキャビネット等で保管されること。
- (3) 提供される母集団情報に加え、集計作業等によって生成される情報等を含む中

間生成物及び廃棄物についても漏えい事故を防止するための対策が図られていること。

11 公表

(1) 公表の有無

公表又は非公表の記載がされていること。

(2) 公表方法及び公表時期（又は非公表の理由）

具体的な公表方法及び公表時期（又は非公表の理由）が記載されていること。

また、集計した結果を公表する場合には、個々の調査対象に関する事項が特定、類推されることがないように、秘匿措置をする旨の記載がされていること。

12 転写書類等の利用後の処置

母集団情報を転写した書類（電磁的記録媒体を含む。）の利用後の処置が記載されていること。

13 連絡先（申請者）

申請者の連絡先が記載されていること。

別紙（審査報告書）

審 査 報 告 書

下記のとおり審査しました。

| |
|-------------------------|
| 平成 年 月 日 |
| 担当課 及び 担当者 |

| | | |
|---------|-------------------------|-----------------------------------|
| 申請者 | | 平成 年 月 日付 第 号 |
| 利用開始希望日 | 平成 年 月 日 | |

| 項 目 | 申 請 内 容 | | | | 基準に 合致 | 所見に 記載 |
|---|---------|--------|----|----|-----------|-----------|
| 利 用 目 的 | | | | | | |
| 利用者の範囲 | 利用機関の職員 | 委託先の職員 | | | | |
| 母 集 団 指 定 | | | | | | |
| 利用する母集団 情 報 の 範 囲 | | | | | | |
| 利用する事項 | | | | | | |
| 利 用 方 法 | | | | | | |
| 利 用 期 間 | | | | | | |
| 利 用 場 所 | | | | | | |
| 利 用 環 境 | | | | | | |
| 保 管 場 所 及 管 理 方 法 | | | | | | |
| 公 表 の 有 無 | 公表 | 非公表 | | | | |
| 公 表 方 法 及 公 表 時 期 (又は非公表の 理由) | | | | | | |
| 転写書類等の 利用後の処置 | 焼却 | 消去 | 溶解 | 裁断 | | |

| | | |
|---------|------------|-----------|
| 審 査 結 果 | 承認して差し支えない | 不承認が適当である |
|---------|------------|-----------|

〔所見〕

重複是正、調査履歴登録について

第 1 重複是正の対象にならない事業所・企業

事業所・企業を調査対象とする統計調査の調査対象のうち、次の 1～5 に掲げる事業所・企業及び特別の事情がある場合は重複是正の対象にはならない。

なお、一つの調査の中で、重複是正の対象になる事業所・企業と対象にならない事業所・企業が混在する場合がある。

1 全数調査（調査母集団に含まれる事業所・企業の全てを調査対象とする統計調査）の対象となる事業所・企業

（例示）

- ・ 一部、二部上場企業の全てを調査対象とする統計調査
- ・ 特定の製品を製造（販売）する事業所・企業の全てを調査対象とする統計調査
- ・ 業界団体名簿に登載された企業の全てを調査対象とする統計調査

2 集落抽出法による標本調査で、集落内の全てを調査対象とする統計調査の対象となる事業所・企業

（例示）

- ・ 一つ又は複数の国勢調査調査区内、事業所・企業統計調査調査区内若しくは経済センサス調査区内にある事業所・企業の全てを調査対象とする統計調査
- ・ 市町村内の一つの特定地域内（字・町丁目）にある事業所・企業の全てを調査対象とする統計調査

3 調査実施時（調査票を配布するときなど）に調査対象が決まる統計調査の対象となる事業所・企業

（例示）

- ・ 実査の途上、現地において調査員が調査対象を選定する統計調査
- ・ 調査当日に調査対象が決定する統計調査

4 層別抽出法による標本調査で、一部しつ皆部分（全てを調査対象とする層）に含まれる事業所・企業

（一部しつ皆部分の例示）

- ・ 資本金 10 億円以上の会社の全てを調査対象とする統計調査
- ・ 従業者規模 300 人以上の事業所・企業の全てを調査対象とする統計調査
- ・ 特定の産業分類に該当する事業所・企業の全てを調査対象とする統計調査

なお、以下に例示する有意抽出の方法により調査対象となった事業所・企業についても、原則として、重複是正のための代替事業所・企業の選定の可能性があることから、重複是正の対象とする。

ただし、重複是正の対象となった事業所・企業について、他の事業所・企業によ

る代替ができない場合は、理由を明確にし、重複是正を行わないこととする。

(有意抽出の例示)

- ・ 売上高上位 10 社又は売上高が全体の 80%となるまで上位から抽出する統計調査
- ・ 「調査協力を得られる企業」という条件を付している統計調査
- ・ 少数の企業を選定して長期間標本を固定して行っている統計調査
- ・ 建設業者名簿から選定した資本金 1 億円以上の事業所・企業のうち完成工率高上位 50 社を対象とする統計調査

5 国の機関に係る事業所並びに地方自治法に規定する普通地方公共団体及び特別地方公共団体（特別区など）の機関に係る事業所

(例示)

- ・ 公立学校

(注) 国立大学法人は重複是正の対象となる。

また、特別の事情がある場合とは、国の行政機関が統計企画管理官室と協議を行い、妥当である旨が認められた場合をいう（例えば、政策的な必要性から緊急に統計調査を実施することとなった場合など。）。

第 2 重複是正の実施

各事業所・企業に対し、1 年間に実施可能な統計調査の回数（被調査回数）の上限値を設定し、その上限値を超えている事業所・企業について重複是正を行う。

1 被調査回数の数え方

- (1) 被調査回数は、統計調査単位に、調査周期ごとに 1 回として数える（毎月実施は 12 回、四半期実施は 4 回）。
- (2) 重複是正の対象か否かの判定は、選択母集団情報の取得又は任意母集団情報に基づく調査対象名簿の登録時点において、一つの事業所・企業に対して直前の 1 年間に於ける被調査回数が、上限値を超えているかどうかによって行う。
- (3) 月次調査で同一客体を継続調査する場合は、最初の 1 回のみ確認を行うものとする。

ただし、1 年を超えて同一客体を継続調査する場合は、13 か月目において、再度重複是正の対象となるか否かの確認を行う。四半期・半期調査についてもこれに準じた取扱いとする。

2 上限値の設定

事業所・企業の経営組織、資本金、本所・支所の別、従業者数等により、次のとおり上限値を設定する。

- (1) 会社の本所又は単独事業所

(ア) 資本金 1 億円未満

20 回

| | |
|-------------------------|------|
| (イ) 資本金 1 億円以上 10 億円未満 | 34 回 |
| (ウ) 資本金 10 億円以上 | 48 回 |
| (2) 会社の支所 | |
| (ア) 従業者数 30 人未満 | 14 回 |
| (イ) 従業者数 30 人以上 100 人未満 | 28 回 |
| (ウ) 従業者数 100 人以上 | 42 回 |
| (3) 会社以外の事業所 | |
| (ア) 従業者数 30 人未満 | 14 回 |
| (イ) 従業者数 30 人以上 100 人未満 | 28 回 |
| (ウ) 従業者数 100 人以上 | 30 回 |

上記の上限値については、今後の統計調査の調査履歴の登録状況によって結果を分析し、見直しを行う。

3 重複是正の例

X事業所（会社の本所 資本金 1 億円以上 10 億円未満）の場合の調査履歴の登録や調査回数のカウント等については、図のとおり。

《図の見方》

- (1) ◎と●の月は、重複是正の対象か否かの確認を行い、◎は重複是正の対象外であった場合、●は上限値を超えたため、重複是正の対象となった場合を示す。
- (2) 枠内の「1」は、調査履歴が1回カウントされることを表す。

《数え方の例》

- (1) X事業所の（n+1）年1月の直前1年間（n年1月～12月）の被調査回数は上限値の34回以下である。このため、同年1月に照合を行った統計調査は重複是正の対象外となる。
- (2) （n+1）年2月から5月までの直前1年間（n年2月から5月～（n+1）年1月から4月）の被調査回数は35回、36回、37回、35回となり、3月に照合作業を行ったG調査（標本調査）及び4月に照合作業を行ったH調査（標本調査）は重複是正の対象となる。このため、X事業所以外の被調査回数34回以下の事業所で代替を行う。
- (3) （n+1）年6月は、被調査回数が上限値以下となり、I調査（標本調査）は照合の結果、重複是正の対象外となる。

図 調査履歴の登録や調査回数のカウント等

X事業所(会社の本所 資本金1億円以上10億円未満)の場合
 ※上限値=34回

| n年 | | | | | | | | | | | | n+1年 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | | | | | | | | | | | | |
| 直前12ヶ月分の調査回数 | | | | | | | | | | | | 33 | 35 | 36 | 37 | 35 | 34 | 33 | 31 | 30 | 29 | 27 | 26 | | | | | | | | | | | | |
| 当月分の調査回数 | | | | | | | | | | | | 2 | 2 | 2 | 4 | 3 | 2 | 5 | 2 | 3 | 4 | 2 | 2 | 4 | 3 | 3 | 2 | 2 | 1 | 3 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 |
| A調査 月次 (全数調査) | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | | | | | | | |
| B調査 四半期 (全数調査) | 1 | | | 1 | | | 1 | | | 1 | | | 1 | | | 1 | | | 1 | | | 1 | | | 1 | | | | | | | | | | |
| C調査 年次 (標本調査) | ◎ | 1 | | | | | | | | | | ◎ | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| D調査 2年 (全数調査) | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| E調査 半期 (全数調査) | | | 1 | | | | | | 1 | | | | | | 1 | | | | | | 1 | | | | | | | | | | | | | | |
| F調査 月次 (標本調査) | | | ◎ | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| G調査 四半期 (標本調査) | | | ◎ | 1 | | | 1 | | | 1 | | | 1 | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| H調査 年次 (標本調査) | | | ◎ | 1 | | | | | | | | | | | ● | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| I調査 年次 (標本調査) | | | | | ◎ | 1 | | | | | | | | | | | | ◎ | 1 | | | | | | | | | | | | | | | | |

◎及び●は重複是正のための照合を行った月
 ◎は重複是正の対象外であった場合、●は重複是正の対象となった場合

第3 調査履歴登録

国の行政機関は、調査結果名簿が提出された月（原則として、調査票の回収終了予定日又は調査票の提出期限から起算して3か月後まで）に事業所母集団DBに記録された事業所・企業に対する調査履歴登録を行う。なお、当該調査履歴は、調査履歴が登録された翌月から1年間有効である。

また、月次調査で同一客体を継続調査する場合は、最初の月の調査票の回収終了予定日又は調査票の提出期限から起算して3か月後までに、1年分の調査履歴登録をまとめて行う。

事業所母集団DBに記録する統計調査

総務省

経済センサス - 基礎調査
経済センサス - 活動調査（経済産業省と共管実施）
サービス産業動向調査
科学技術研究調査
個人企業経済調査

財務省

法人企業統計調査

文部科学省

学校基本調査

厚生労働省

毎月勤労統計調査
賃金構造基本統計調査
医療施設調査

農林水産省

農林業センサス（法人組織経営体）
漁業センサス（法人組織経営体）

経済産業省

商業統計調査
工業統計調査
経済産業省企業活動基本調査
特定サービス産業実態調査
特定サービス産業動態統計調査
エネルギー消費統計調査
中小企業実態基本調査
商業動態統計調査

国土交通省

建設工事施工統計調査

様式第1号（母集団情報の利用申請書）

母集団情報の利用申請書

| | | |
|----|----------------------|---------------------|
| 1 | 利用目的 | |
| 2 | 利用者の範囲 | |
| 3 | 母集団指定 | |
| 4 | 利用する母集団情報の範囲 | (1)利用する地域 |
| | | (2)利用する属性的範囲（抽出条件） |
| | | (3)事業所・企業の別 |
| 5 | 利用する事項 | |
| 6 | 利用方法 | |
| 7 | 利用期間 | 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 |
| 8 | 利用場所 | |
| 9 | 利用環境 | |
| 10 | 保管場所及び管理方法 | |
| 11 | 公表の有無 | |
| | 公表方法及び公表時期（又は非公表の理由） | |
| 12 | 転写書類等の利用後の処置 | |
| 13 | 連絡先（申請者） | 所属機関名 |
| | | 職名・氏名 |
| | | 電話番号 |
| | | メールアドレス |

様式第 2 号（利用機関以外の者が提供された母集団情報を利用する場合の誓約書）

文 書 番 号
平成 年 月 日

総 務 大 臣 殿

申 請 者

誓 約 書

平成 年 月 日付け（文書番号）で申請を行った母集団情報の利用について、下記の者は、母集団情報の利用に際し、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 39 条及び第 41 条の規定を遵守し、適正に管理するとともに、秘密の漏えいのないよう特に取扱いを厳重に注意し、別紙誓約事項を厳守することを誓約いたします。

記

《記入例》

| | | | |
|----------------|----|----|---|
| 〇〇大学〇〇学部教授 | 〇〇 | 〇〇 | 印 |
| 〇〇大学〇〇学部准教授 | 〇〇 | 〇〇 | 印 |
| 〇〇大学〇〇研究所所長 | 〇〇 | 〇〇 | 印 |
| 〇〇大学〇〇研究所主任研究員 | 〇〇 | 〇〇 | 印 |

様式第2号（利用機関以外の者が提供された母集団情報を利用する場合の誓約書）（別紙）

誓 約 事 項

- 1 申請書に記載した内容での利用に限定する。
- 2 秘密保持の義務を守る。
- 3 母集団情報の適正な管理を行う。
- 4 母集団情報の転写、貸与及び提供は行わない。
- 5 業務の再委託は行わない。
- 6 母集団情報の管理状況について、必要に応じて検査を受ける。
- 7 事故又は災害発生時は報告を行う。
- 8 利用期間終了後、集計等に用いた母集団情報及び中間生成物の全てを速やかに焼却、消去、溶解又は裁断し、その処置について報告する。
- 9 違反した場合は、契約を解除し、母集団情報及び中間生成物を速やかに返却するなど、経済基本構造統計課からの指示に従う。
- 10 その他必要な事項については、誠意誠実をもって対応する。

文 書 番 号
平成 年 月 日

総 務 大 臣 殿

申 請 者

母集団情報の利用に係る集計等業務委託契約における
秘密保持義務等に関する事項の明記について

平成 年 月 日付け（文書番号）で申請を行った母集団情報の利用について、集計等の業務を（受託者名）に委託することとしていますが、現在、委託契約の締結事務を進めており、申請書類に契約関係書類を添付することができません。

当該契約関係書類の写しは、契約締結後速やかに貴職あてに送付いたしますが、現時点で契約書又は覚書において、母集団情報の適正な管理や秘密保持等に関して、下記の事項について明記することとしていますので、よろしくお取り計らい願います。

記

- ① 善良なる管理者の注意義務に関する事項
- ② 業務上知り得た事項に係る秘密保持義務に関する事項
- ③ 関係資料の適正管理義務に関する事項
- ④ 母集団情報の転写、貸与及び提供の禁止に関する事項
- ⑤ 母集団情報の集計作業の過程で作成し、不要となった中間生成物の廃棄に関する事項
- ⑥ 業務の再委託の禁止に関する事項
- ⑦ 母集団情報の管理状況についての検査に関する事項
- ⑧ 事故又は災害発生時における報告に関する事項
- ⑨ 違反した場合の契約解除の措置その他必要な事項

様式第 4 号（母集団情報の利用に関する文書）

文 書 番 号
平成 年 月 日

総 務 大 臣 殿

申 請 者

母集団情報の利用について（申請）

標記について、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 27 条第 2 項の規定に基づき、別紙
のとおり申請します。

申 請 者 殿

総 務 大 臣

母集団情報の利用について（通知）
（対：平成 年 月 日付け 第 号）

標記については、統計法（平成19年法律第53号）第27条第2項の規定に基づき、母集団情報の利用を承認することとしたので通知します。

母集団情報の利用に当たっては、下記の事項を厳守願います。

記

- 1 母集団情報は、承認された利用目的以外には利用しないこと。
- 2 母集団情報により知り得た事項が、承認を受けた利用者以外に漏れないようにすること。
- 3 母集団情報の転写、貸与及び提供は行わないこと。
- 4 利用期間終了後、母集団情報は、速やかに焼却、消去、溶解、裁断し、その旨転写書類等の利用後の処置報告書（様式第7号）を経済基本構造統計課に提出すること。

様式第6号（母集団情報の利用に関する不承認通知書）

文 書 番 号
平成 年 月 日

申 請 者 殿

総 務 大 臣

母集団情報の利用について（通知）
（対：平成 年 月 日付け 第 号）

標記については、事業所母集団データベース運用管理規程（平成 年 月 日
総務省統計局長・政策統括官（統計基準担当）決定）に基づき審査した結果、下記の
理由により、承認しないこととしたので通知します。

記

様式第7号（転写書類等の利用後の処置報告書）

文 書 番 号
平成 年 月 日

総 務 大 臣 殿

申 請 者

転写書類等の利用後の処置について

平成 年 月 日付け（文書番号）で提供を受けた母集団情報については、下記のとおり処置しましたので、報告します。

記

1 転写書類等の内容

2 処置の方法

（焼 却 消 去 溶 解 裁 断）

3 処置した者

4 処置した年月日

平成 年 月 日

様式第 8 号（重複是正措置結果報告）

重複是正措置結果報告

平成 年 月 日

総務省政策統括官（統計基準担当）付
統計企画管理官付高度利用担当 殿

府省部課等名 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

E-mail _____

重複是正措置結果について、以下のとおり報告します。

| | | | | |
|---|-------------------|-----------|-----------|------------|
| 1 | 統計調査名 | | | |
| 2 | 調査対象名簿名 | | | |
| 3 | 調査対象事業所・企業数 | | | |
| | 総数 | 重複是正対象数 | 重複是正措置履行数 | 重複是正措置不履行数 |
| | | | | |
| 4 | 重複是正措置不履行事業所・企業一覧 | | | |
| | 共通事業所コード | 事業所・企業の名称 | 理由 | 備考 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

重複是正の対象となった事業所・企業について、他の事業所・企業による代替ができない場合、理由欄に以下の①～⑤のうち該当する理由の番号を記入する。⑤の場合は、その具体的な理由を記入する。

- ① 母集団に含まれる事業所・企業の数のごく少数のため代替が不可能
- ② 当該事業所・企業でないと結果精度を維持できなくなるため代替が不可能
- ③ 調査実施上、他の地域等に代替が不可能
- ④ 同種の業種及び規模の事業所・企業での代替が不可能
- ⑤ その他（具体的に記入）

注）上記 4 の重複是正措置不履行事業所・企業一覧のデータが大量になる場合は、別に出力し添付して差し支えない。また、理由が同一なものは個々に付与せずまとめてくくって差し支えない。